

第3章 統計部

第1節 統計の企画調整

1 統計企画

農林水産統計については、農政を支える情報インフラとしての重要な役割を果たすため、農林水産業、農山漁村、食品産業等関連産業の実態を的確に把握する統計調査を効率的・重点的に実施し、その結果を迅速かつ利用しやすい形で提供した。

特に、「食料・農業・農村基本計画」に基づく農業者戸別所得補償制度の本格実施に必要な統計調査を引き続き実施するとともに、農山漁村の6次産業化を推進するため「農業・農村の6次産業化総合調査」を新たに実施した。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（平成19年法律第53号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な申請手続きを総務省に対して行った。

3 総合解析

農林業センサスの主要データ等の農林水産統計結果のほか、他府省の統計データを利用して、都道府県、市町村、農業集落ごとの農林水産業の状況、地理的状況、社会的状況等について分析指標等を加えグラフにより分かり易くまとめ、「わがマチ・わがムラ情報提供システム」（データベース）により農林水産省ホームページを通じ地域データの幅広い提供を行った。

4 東日本大震災からの復旧・復興状況確認調査

復旧・復興を着実に実施していく上で前提となる復旧・復興の進捗状況を把握し提供するとともに、被災県の主要な農林水産統計データを集約し、東日本大震災に関する農林水産業の状況を図説し提供した。

(1) 農業・漁業経営体の被災・経営再開状況調査

2010年世界農林業センサス、2008年漁業センサス結

果をベースに、平成23年7月11日時点の農業・漁業経営体の被災・経営再開状況を把握し提供した。更に、震災後1年となった平成24年3月11日時点についての経営再開状況等を把握した。

(2) 被災農地の復旧・復興状況調査

津波等により被害を受けた農地について、平成24年3月11日時点の復旧・復興面積を把握した。

(3) 被災市町村における市町村別農業産出額、被災農漁業者の経営復興状況

津波等により被害を受けた被災地域における市町村別農業産出額の作成、被災農漁業者の経営再開に関する経営状況の定点調査に向けた準備を行った。

(4) 農林水産業基礎統計データベース

被災県の主要な農林水産統計データを集約するとともに、地震・津波の規模・被害状況、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響等、東日本大震災に関する農林水産業の状況を図説し提供した。

5 広報普及

統計調査結果の迅速な提供と多種多様なニーズへの対応のため、①調査結果の速報を農林水産統計（第1報）として農林水産省ホームページ等による公表、②調査結果の確定した集計事項全ての統計数値のe-Statへの掲載及び調査ごとに編集した報告書の刊行、③「農林水産統計公表予定」及び「週間公表予定表」の統計部ホームページへの掲載等を行った。

また、調査手法や体系の見直しに対応し、調査を円滑に実施するために農林水産統計調査協力推進誌「かけ橋」を刊行した。

6 政府統計共同利用システム

「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の下で、社会経済情勢の変化に対応した有用で信頼される統計を体系的に整備し、適時的確に提供する取組を進めた。

また、この取組の一環として、平成20年4月より本

格運用を開始した「政府統計共同利用システム」を活用し、①統計に用いる標準地域コードの共有、②統計調査の母集団情報の管理・標本抽出及び事業所母集団データベースの利活用、③統計調査の調査項目の標準化、④統計調査のオンライン化、⑤個票データのレイアウト構造を示す記法等の標準化、⑥統計情報の電子的提供の推進、⑦各府省の統計に係るホームページにおけるコンテンツ（情報内容）の構成、用語の共有化、⑧統計情報のワンストップ・サービスの実現、⑨外部資源の活用について各府省とともに推進した。

第2節 産業連関表等

1 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）にした統計表である。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業として、概ね5年ごとに作成している。

平成23年度においては、平成22年12月に決定した「平成23年産業連関表作成基本方針」に基づき、産業連関幹事会やワーキンググループ等において、概念・定義及び推計方法、部門・品目分類、公的部門の分類の格付けの見直し等の関係府省庁に共通する課題等の検討を行った。また、平成24年度に実施する産業連関構造調査の実施に係る準備を行った。

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的とし、考え方及び推計方法は、「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は①農・漁業（きのこ等特用林産物を含む。）及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成23年度においては、平成21年度版を公表した。

第3節 総合統計書の編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

1 農林水産省統計表（第86次）

本統計表は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計部の調査結果を中心に農林水産省各局庁、他府省及び各種団体の統計を総合的に収録し、都道府県別並びに英文併記により編集したものである。

2 ポケット農林水産統計（平成23年版）

本ポケット農林水産統計は、我が国及び海外の農林水産業の現状を概観できるよう、農林水産省統計部の調査結果を中心に、主要な関連統計を幅広く収録、編集したものである。

3 農林水産統計月報（通巻697号—708号）

本月報は、農林水産物の月別動向を概観できるように、農業経営の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給及び輸出入に関する統計を収録し、英文併記により編集したものである。

第4節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 営農類型別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農業生産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

全国の農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とする個別経営体、組織法人経営体及び任意組織経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳、作業日誌及び経営台帳（調査票）を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送または職員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「営農類型別経営統計」として刊行する。

(2) 経営形態別経営統計

ア 調査の目的

この統計は、農業生産物の販売を目的とする農業経営体の経営の実態等を明らかにし、農政の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

個別経営体は、営農類型別経営統計で取りまとめた各営農類型に分類した調査対象経営体に「その他経営」に分類した調査対象経営体を加えて調査対象とした。

組織法人経営体は、営農類型別経営統計の調査対象経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳、作業日誌及び経営台帳（調査票）を配布して、調査対象経営体が毎日の現金収支、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体の代表者に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送または職員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、その詳細を個別経営体については、「経営形態別経営統計（個別経営）」として刊行し、組織法人経営体については「営農類型別経営統計（組織経営編）」として刊行する。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産コストを明らかにし、農業者戸別所得補償制度、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(イ) 小麦生産費統計

この統計は、小麦の生産コストを明らかにし、農業者戸別所得補償制度、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(ウ) 工芸農作物等生産費統計

この統計は、工芸農作物等（大豆、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい及びさとうきび）の生産コストを明らかにし、農業者戸別所得補償制度等、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳、作業日誌及び経営台帳（調査票）を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送または職員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の生産者補給金単価の算定、畜産経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉用牛（去勢若齢肥育牛、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛、乳用雄育成牛、交雑種育成牛）生産及び子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肥育豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定価格等の算定、畜産経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

イ 調査の対象

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査対象経営体に現金出納帳、作業日誌及び経営台帳（調査票）を配布して、調査対象経営体が生産資材の購入、生産物の販売、労働時間等を記録する自計調査、農林水産省の職員が調査対象経営体の決算書類等を閲覧し、その内容を転記して行う調査並びに農林水産省の職員が調査対象経営体に対して行う面接調査の方法により行った。調査票は、郵送または職員が訪問して収集した。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行する。

2 なたね、そば等生産費調査

(1) 調査の目的

この統計は、なたね、そば、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の生産コストを明らかにし、農業者戸別所得補償制度、生産対策、経営改善対策等の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす個別経営体を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査対象経営体に所定の調査簿を配布し、当該作目の生産のために投下した労働時間、使用した資材などを調査対象経営体自ら記帳する自計調査の方法、農林水産省の職員が決算書類を閲覧し、その内容を調査簿に転記する方法及び農林水産省の職員が経営概況等を調査対象経営体に面接して聞き取る方法を併用して行った。調査簿は、郵送または職員が訪問して収集した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行する。

3 漁業経営調査

(1) 調査の目的

この統計は、海面漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営体の経営実態を明らかにし、水産行政の推進の資料とする。

(2) 調査の対象

ア 個人経営体調査

全国の漁業経営体のうち、第2種兼業漁家を除く個人であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として小型定置網漁業を営むもの、③主として対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類、わかめ類、のり類、真珠）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

イ 会社経営体調査

全国の漁業経営体のうち、会社であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むもの、④主として対象水産物（ぶり類、まだい）の海面養殖業を営むものを調査対象とした。

ウ 共同経営体調査

全国の漁業経営体のうち、共同経営であり、海面漁業を営む経営体で、①海面において主として使用動力漁船の合計トン数が10トン以上の動力漁船を用いて漁船漁業を営むもの、②海面において主として大型定置網漁業を営むもの、③海面において主としてさけ定置網漁業を営むものを調査対象とした。

(3) 調査の方法

ア 個人経営体調査

調査経営体に日記帳を配布して記帳・記入を依頼し、日々の現金収支、労働時間等については調査経営体が記帳、財産の増減等については農林水産省の職員が面接調査により行う方法、若しくは調査経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより調査を行った。日記帳または調査票は、郵送により収集した。

イ 会社経営体調査

調査経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送により収集した。

ウ 共同経営体調査

調査経営体に調査票を配布して記入を依頼し、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により行った。調査票は、郵送により収集した。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業経営調査報告」として刊行する。

4 農作物価統計調査

(1) 調査の目的

農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農作物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の推進等のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査の2種類に区分される。

また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査（野菜以外）及び野菜生産者価格調査に区分される。

(3) 調査の対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地

における取引量の多い出荷団体等を調査対象とした。

農業生産資材価格調査は、都道府県ごとに農家の農業生産資材の購入価格を代表するとみられる小売店等を調査対象とした。

(4) 調査の方法

委託事業者の調査員が調査対象に聞き取りを行う他計調査、又は、調査対象が自ら調査票に記入し、調査員の回収、郵送、FAX 若しくはオンラインで委託事業者へ報告する自計調査の方法により行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農作物価指数は、調査月の翌月に公表するとともに、年次指数については、その概要を公表し、詳細を「農作物価統計」として刊行する。

5 生産者の米穀在庫等調査

(1) 調査の目的

生産者の米穀在庫量、供給量、消費量、販売量等の実態を明らかにし、農業行政の推進のための資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象

販売目的で水稻を10 a 以上作付けた販売農家を調査対象とした。

(3) 調査の方法

調査員が調査対象農家に対して調査票を配布及び回収する自計調査の方法により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産者の米穀在庫等調査結果」として刊行する。

6 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林水産業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得（全国推計値）

農業総産出額は、全国を推計単位として、農業生産活動による最終生産物の全国の品目別生産量に、品目別農家庭先価格を乗じた額を合計して求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金等を加算して生産農業所得を推計した。

イ 農業産出額及び生産農業所得（都道府県別推計値）

農業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の品目別生産量に品目別農家庭先価格を乗じて求めた。これに、農業経営統計調査結果から求めた所得率を乗じ、経常補助金等を加算して生産農業

所得を推計した。

ウ 林業産出額及び生産林業所得

林業産出額は、都道府県を推計単位として、都道府県別の林産物生産量に生産者価格を乗じて求めた。これに、林業経営統計調査等を基礎にして求めた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

エ 漁業生産額

漁業生産額は、海面及び内水面における漁業・養殖業生産量に産地卸売価格等を乗じて求めた。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「生産農業所得統計」及び「生産林業所得統計報告書」として刊行し、漁業生産額については「漁業・養殖業生産統計年報」に収録する。

第5節 構造統計調査

1 農林業センサス

(1) 2010年世界農林業センサス報告書の刊行

平成23年度は、2010年世界農林業センサスの調査結果について以下の報告書を刊行した。

第1巻 都道府県別統計書

第2巻 農林業経営体調査報告書－総括編－

第3巻 農林業経営体調査報告書－農林業経営体分類編－

第4巻 農林業経営体調査報告書－農業経営部門別編－

第1集 水稻、畑作、小麦、大豆

第2集 野菜、果樹、花き・花木、施設園芸

第3集 酪農、肉用牛、養豚、養鶏

第5巻 農林業経営体調査報告書－抽出集計編－

第6巻 農業構造動態統計報告書

第7巻 農山村地域調査報告書－都道府県編－

第8巻 農業集落類型別統計報告書

別巻 農林業センサス報告書の総合案内

REPORT ON RESULTS OF 2010 WORLD CENSUS OF AGRICULTURE AND FORESTRY IN JAPAN

(2) 地図で見る統計（統計 GIS）への掲載

e-Stat で提供されている統計 GIS（国勢調査等の統計データを背景地図と共に視覚化できるサービス）において2010年世界農林業センサス結果を利用できるよう、農業集落別集計結果を掲載した。

2 漁業センサス

平成25年11月1日現在で「2013年漁業センサス」の実施を予定しており、平成23年度は、これに向けて、省内関係部局及び学識経験者から意見を聴取して検討を行うとともに、平成24年度に実施する2013年漁業センサス試行調査の準備を進めた。

3 農業構造動態調査

(1) 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年に、農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造等に関する基本的な事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、標本調査により行うこととし、平成24年2月1日現在で実施した。

家族経営体は、2010年世界農林業センサスの家族経営体を母集団として、主副業別農業経営組織別に分類した上で、第1次抽出単位を旧市区町村、第2次抽出単位を経営体とする層化2段階抽出法により抽出し、統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査の方法により実施した。

組織経営体は、農産物の生産を行う組織経営体と農作業の受託のみを行う組織経営体に区分し、2010年世界農林業センサスを母集団として、経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）に分類した上で、任意系統抽出により抽出し、調査票を郵送により配布し、郵送若しくはオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「農業構造動態調査報告書（併載：新規就農者調査結果）」として刊行する。

4 新規就農者調査

(1) 調査の目的

この調査は、新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新規就農者の育成・確保を図るための諸施策の円滑な推進に必要な資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、平成23年4月1日現在で実施した。

ア 就業状態調査は、2010年世界農林業センサスで把握した農業経営体のうち、家族経営体を対象とし、

調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ 新規雇用者調査は、2010年世界農林業センサスで把握した農業経営体のうち、組織経営体（家族経営体以外の農業経営体）及び一戸一法人（家族経営体のうち、法人化している経営体）を対象とし、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

ウ 新規参入者調査は、すべての農業委員会（農業委員会が設置されていない市区町村にあっては、当該市区町村）を調査対象とし、調査票を郵送又は電子情報処理組織若しくはファクシミリを使用する方法により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細をホームページに掲載した。

5 農道整備状況調査

(1) 調査の目的

この調査は、農道の整備状況の実態を明らかにし、農業農村整備の推進に必要な資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、平成23年8月1日現在で農道の存在する全市区町村を対象に、調査票を郵送又は電子メール若しくはファクシミリにより配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

6 集落営農実態調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国統一的な基準で集落営農の数及び取り組み状況等を把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の企画・立案、推進、評価等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

ア 集落営農実態調査

調査は、平成24年2月1日現在で全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象に、調査票を郵送又は電子メール又はファクシミリにより配布・回収する自計調査の方法により実施した。

イ 集落営農活動実態調査

調査は、平成24年3月1日現在で、直近の「集落

営農実態調査」で把握した集落営農のうち、農産物の生産・販売をしている集落営農の代表者を対象に、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「集落営農実態調査報告書」として刊行する。

7 漁業就業動向調査

(1) 調査の目的

この調査は、5年ごとに実施している漁業センサスの実施年以外の年における漁業経営体数や漁業就業者数などの動向を明らかにし、漁業就業構造の改善、漁業就業者の確保等を図るための諸施策の推進に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、平成23年11月1日現在で2008年漁業センサスで把握した個人経営体及び団体経営体を対象に、個人経営体に対する調査は統計調査員が調査票を配布・回収する自計調査の方法により、団体経営体に対する調査は調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細は「漁業就業動向調査報告書」として刊行する。

第6節 生産統計調査

1 作物統計調査

(1) 面積調査

ア 耕地面積調査

(ア) 調査の目的

農業の生産基盤となる耕地の実態を調査し、土地資源の有効利用など諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

耕地面積調査は、耕地とその周辺にある開墾可能な土地を約2ha（北海道にあつては約10ha）単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、7月15日現在で対地標本実測調査により行い、衛星画像、航空写真等の利用、巡回・見積り及び行政機関等からの情報・資料収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行する。

イ 作付面積調査

(ア) 調査の目的

農作物の作付（栽培）面積を調査し、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作付面積調査は、耕地面積調査と同時に標本単位区に対する対地標本実測調査、関係団体を対象とした郵送調査により行い、巡回・見積り及び行政機関等からの情報・資料収集により補完した。

(ウ) 調査結果の公表

主な作物の作付（栽培）面積は、その概要を公表した。

また、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載する。

(2) 作況調査

ア 作柄概況調査

(ア) 調査の目的

水稻の作柄概況を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査及びその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

イ 予想収穫量調査

(ア) 調査の目的

水稻の予想収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

ウ 収穫量調査

(ア) 調査の目的

農作物の収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の資料とする。

(イ) 調査の方法

水稻については、作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する実測調査並びにその結果に基

づく巡回・見積りにより調査を行った。

陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹及び野菜については、関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに巡回・情報収集により調査を行った。

甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）については、製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査により行った。

茶については、標本荒茶工場に対する往復郵送調査により行った。

花きについては、集出荷団体、個人出荷農家等に対する往復郵送調査及び関係機関等からの情報収集により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、果樹（びわ、おうとう、うめ、もも、すもも、日本なし、ぶどう）、野菜（春植えばれいしょ）、てんさい、茶については、その概要を公表した。

また、果樹（西洋なし、かき、くり、みかん、りんご、キウイフルーツ、パインアップル）、野菜（春植えばれいしょ以外の品目）、さとうきび、花きについては、その概要を公表する。

また、詳細を水稻、陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物及び茶については「作物統計」として、果樹については「果樹生産出荷統計」として、野菜については「野菜生産出荷統計」として、花きについては「花き生産出荷統計」として刊行する。

(3) 被害調査

ア 共済減収調査

(ア) 調査の目的

共済減収調査は、農業災害補償制度における損害の額について国が行う審査・認定の資料として、10a当たり収量、共済基準減収量及び共済基準減収量に関わる作付面積を調査する。

(イ) 調査方法及び調査結果の利活用

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収穫量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査並びにその結果に基づく巡回・見積りにより調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の資料として取りまとめて経営局へ提示した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、水稻、麦類、ばれいしょ、小豆、いんげん並びに主な果樹についてはその概要を公表した。

また、大豆についてはその概要を公表する。

なお、これらの調査結果の詳細を「農作物災害種類別被害統計」に掲載する。

イ 被害応急調査

(ア) 調査の目的

災害等を受けた作物の災害種類別の被害面積及び被害量について被害統計を作成し、天災融資法の適用の判断、特別交付税の算定及びその他の災害対策の企画・立案、実施等のための資料とする。

(イ) 調査の方法

重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地及び作物につき職員による巡回・見積り等の方法により調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、四半期ごとに被害見込金額が10億円以上の災害について、その概要を公表した。また、1年間の農作物被害の詳細を「農作物災害種類別被害統計」として刊行する。

2 特定作物統計調査

(1) 調査の目的

豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、なたね、こんにゃくいも及び「い」の生産に関する実態を明らかにし、関税割当数量及び共済基準収穫量の算定、生産振興対策の推進のための資料を整備することを目的に実施する。

(2) 調査の方法

ア 作付面積調査

関係団体に対する往復郵送調査及び巡回・見積りにより調査を行った。

イ 収穫量調査

関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査及び巡回・情報収集により調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「作物統計」として刊行する。

3 畜産統計調査

(1) 調査の目的

畜産統計調査は、主要家畜の飼養戸数、飼養頭羽数等を取りまとめ、畜産行政の資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

農林業センサスを基礎に畜種別の母集団を編成し標本抽出した飼養者を調査対象に、オンライン又は往復郵送調査により行った。

なお、乳用牛、肉用牛調査については、牛個体識別システム（注：個体識別番号により、牛の生年月日、性別、品種、所在地等のデータを一元的に管理するシステム）のデータを活用した調査体系となっている。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「畜産統計」として刊行する。

4 木材統計調査

(1) 木材統計調査

ア 基礎調査

(ア) 調査の目的

素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の資料を整備することを目的とする。

(イ) 調査対象と調査方法

基礎調査は、全国の製材工場、木材チップ工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、平成23年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品の出荷量及び在庫量、合板及び木材チップの生産量及び在庫量をオンライン、郵送又は調査員が調査票を配布・回収する自計調査又は面接・聞き取りによる他計調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 月別調査

(ア) 調査の目的

毎月の木材需給の動向を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

月別調査は、全国の製材工場及び合単板工場から抽出した標本工場を対象に、毎月の素材の入荷量、消費量及び在庫量、製材品及び合板の生産量、出荷量及び在庫量等についてオンライン調査又は郵送調査により行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材流通統計調査

ア 木材価格統計調査

(ア) 調査の目的

素材、木材チップ及び木材製品の価格水準及び変動を把握し、木材の需給及び価格の安定等流通改善対策、木材産業の合理化対策等の諸施策の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

木材価格統計調査は、素材・木材チップ価格調査と木材製品卸売価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材、木材チップ及び木材製品の価格等についてオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査の方法により行った。平成21年1月から市場化テストとして、民間事業者が製材工場等・木材流通業者に対しオンライン、郵送又はFAXで調査票を配布・回収する自計調査により行っている。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

イ 木材流通構造調査

(ア) 調査の目的

木材の入荷（仕入）先別入荷（仕入）量、出荷先別出荷量等の把握を行い、木材流通構造改善施策等の推進に必要な資料を整備する。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の製材工場、合単板工場、LVL工場、プレカット工場、集成材工場、木材流通業者（木材市場、木材販売業者）及び木材チップ工場を対象に、平成23年12月31日現在を調査期日とし、調査期日以前1年間の素材の入荷先別入荷量、製材品の出荷先別出荷量、機械の所有状況、工場残材の出荷先別出荷量等について、調査員が調査票を配布して行う自計申告調査の方法又は面接調査の方法、協力の得られる調査対象については郵送調査の方法によって行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「木材流通構造調査報告書」として刊行する。

5 漁業生産統計調査

(1) 調査の目的

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を把握して、水産行政の推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類

調査は、海面漁業生産統計調査（稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）及び内水面漁業生産統計調査（内水面漁業漁獲統計調査、内水面養殖業収獲統計調査及び3湖沼漁業生産統計調査）に区分される。

(3) 調査対象と調査方法

ア 海面漁業生産統計調査

(ア) 稼働量調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって、漁獲成績等報告書を利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網を営んだ海面漁業経営体を対象として、調査員による面接聞き取りにより調査を行った。

(イ) 海面漁業漁獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査若しくは調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査、又は漁獲成績等報告書を利用した取りまとめを行った。

(ウ) 海面養殖業収獲統計調査

海面に沿う市区町村等の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として、自計調査又は調査員による面接聞き取りによる調査、水揚機関の事務所の記録を閲覧し転記する方法、職員による往復郵送調査により取りまとめを行った。

イ 内水面漁業生産統計調査

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50t以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）、並びに年間漁獲量が50t未満であっても、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼として指定するものを調査範囲として、調査範囲を管轄する内水面漁業協同組合又は調査範囲で内水面漁業を営む経営体を対象として調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布、回収する方法により調査を行った。平成21年調査から市場化テストとして、民間事業者が内水面漁業協同組合及び経営体に対し、民間事業者が任命する調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法により行っている。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖業を営む全ての経営体を対象として、経営体に調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布、回収する方法により調査を行った。平成21年調査から市場化テストとして、民間事業者が経営体に対し、民間事業者が任命する調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法により行っている。

(ウ) 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を調査範囲として、調査範囲で生産された水産物を扱う全ての水揚機関、調査範囲で漁業又は養殖業を営む全ての経営体を対象として、経営体に調査員、郵送又はFAXにより調査票を配布、回収する方法により調査を行った。平成21年調査から市場化テストとして、民間事業者が経営体に対し、民間事業者が任命する調査員、郵送、FAX又はオンラインにより調査票を配布・回収する方法により行っている。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行する。

第7節 流通消費統計調査

1 牛乳乳製品統計調査

(1) 調査の目的

牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、年1回調査の基礎調査と、毎月調査の月別調査に区分される。

基礎調査は、全国の全ての牛乳処理場及び乳製品工場を対象に行っており、委託事業者が調査票をオンライン又は郵送で配布・回収する自計調査により行った。

なお、乳製品工場のうち、アイスクリームのみ製造する乳製品工場で年間生産量が5万リットルに満たないものは除いた。

月別調査は、基礎調査で調査対象となる全ての乳製品工場及び基礎調査結果に基づき選定された牛乳処理場を対象に、委託事業者が調査対象の作成した電子調査票をオンライン又はFAXで回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

基礎調査及び月別調査の調査結果は、その概要を公

表した。

また、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行する。

2 食品流通段階別価格形成調査

(1) 調査の目的

生鮮農水産物（青果物及び水産物）の各流通段階別の流通経費等の実態を把握するとともに、その結果を用いて価格形成の過程を試算することにより、食料の安定供給の確保に向けた食品流通の効率化・高度化、卸売市場の機能強化等の施策を推進するための資料とする。

(2) 調査の対象と調査の手法

食品流通段階別価格形成調査は、青果物経費調査及び水産物経費調査からなり、青果物経費調査は、①各調査品目毎に調査対象中央市場（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、岐阜、京都、大阪及び福岡に所在する中央卸売市場）への出荷実績が多い上位都道府県の集出荷団体、②調査対象中央市場において青果物を取り扱う仲卸業者、③調査対象中央市場に所在する仲卸業者から青果物を仕入れている小売業者を対象に、水産物経費調査は、①各調査品目毎に水揚量の多い上位10漁港の産地卸売市場において卸売を行う産地卸売業者、②①の産地卸売業者から水産物を仕入れ、消費地市場（札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び福岡に所在する中央卸売市場）へ出荷を行う産地出荷業者、③消費地市場において水産物を取り扱う仲卸業者、④消費地市場に所在する仲卸業者から水産物を仕入れている小売業者を対象に、調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査で行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「食品流通段階別価格形成調査報告（青果物経費調査及び水産物経費調査）」として刊行する。

3 農産物地産地消等実態調査

(1) 調査の目的

産地直売所及び農産加工場における地場農産物の取扱状況や今後の意向を把握することにより、地場農産物の使用動向を明らかにし、地産地消の今後の推進方向等についての検討に必要な資料を整備するとともに、農家が生産のみならず、加工や販売の取組を行うことにより、付加価値の向上や農業者の所得の増大を図る施策の推進に資することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の手法

調査は、産地直売所調査及び農産加工場調査に区分される。

産地直売所調査は、2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において産地直売所数を把握した地方公共団体、第3セクター、農業協同組合、その他（生産者又は生産者グループ等）が運営する産地直売所を対象に、農産加工場調査は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において「農産物の加工」をしていると回答した販売農家（法人・個人）、家族経営以外の農業経営体及び農協等からの情報収集により把握した農産加工場を運営する農協等を対象に、委託事業者が郵送により調査票を配布・回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「平成21年度農産物地産地消等実態調査報告」として刊行する。

4 農業・農村の6次産業化総合調査

(1) 調査の目的

農業生産関連事業及び農業者等による農産物の販売戦略による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、6次産業化業態別調査（農業経営体、農産物直売所、農産加工場）と農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査に区分される。

6次産業化業態別調査（農業経営体）は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」を営む農業経営体並びに2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所のうち、農業経営体に該当するものを対象とした。

6次産業化業態別調査（農産物直売所）は、2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所のうち、農業経営体に該当しないものを対象とした。

6次産業化業態別調査（農産加工場）は、農業協同組合等からの情報収集により把握した農産加工場を運営する農業協同組合等を対象とした。

農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、農産物の直接販売を行っている農業経営体を対象とした。

調査方法は、郵送により調査票を配布し、郵送で回

収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表するとともに、詳細を「平成22年度農業・農村の6次産業化総合調査報告書」として刊行する。

5 青果物卸売市場調査

(1) 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地都道府県別の卸売数量及び卸売価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「青果物卸売市場調査報告」及び「青果物産地別卸売統計」として刊行する。

6 畜産物流通調査

(1) 調査の目的

食肉、鶏卵、食鳥の生産量、取引数量、価格等を明らかにし、価格安定対策、需給調整、流通改善対策等の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

畜産物流通調査は、と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査、食鳥流通統計調査及び食肉卸売市場調査に区分される。

と畜場統計調査は、全国のと畜場を対象に、と畜頭数、枝肉重量について、調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関から選定した対象に、鶏卵集荷量、仕向先別出荷量等について、調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に、集荷量及び処理量等について、調査員による面接調査、資料閲覧、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送

による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

食肉卸売市場調査は、全国の食肉中央卸売市場等を対象に、枝肉取引成立頭数、重量、価額について、調査対象が作成した電磁的記録媒体の郵送による収集、郵送により調査票を配布し、郵送又はFAXにより回収する自計調査及びオンライン調査により行った。

なお、と畜場統計調査（日別）及び食肉卸売市場調査（日別）については、委託事業者による電話での聞き取り、FAX及びオンライン調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、食肉については、その概要を公表した。鶏卵、食鳥については、その概要を公表する。

また、詳細を「畜産物流通統計」として刊行する。

7 水産加工統計調査

(1) 調査の目的

全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産物需給計画、水産加工業振興対策等の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体（加工場又は施設を持たない漁家等は除く。）から選定した対象に、加工種類別品目別生産量について、陸上加工経営体又は関係団体の代表者に対し、調査員又は郵送により調査票を配布・回収する自計調査、オンラインによる自計調査、調査員による面接調査又は資料閲覧により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表する。

また、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行する。

8 生鮮食料品価格・販売動向調査

(1) 調査の目的

生鮮野菜の小売段階における国産品（標準品、有機栽培品及び特別栽培品）、輸入品別の価格及び販売数量の動向を把握することにより国産品の販売動向を探り、国内の野菜生産を振興するための各種施策の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

調査は、全国15都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及び北九州市）において、生鮮野菜（国産標準品、有機栽培

培品、特別栽培品及び輸入品)を取り扱っている百貨店・総合スーパー、各種食料品小売業(従業者10人以上)、野菜・果実小売業(従業者5人以上)のセルフサービス店を営む事業所のうち、POSシステムを導入しているものを対象に、委託事業者が調査対象に調査票を配布し、毎月の結果を四半期ごとに回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表した。

また、詳細を「生鮮食料品価格・販売動向調査報告」として刊行する。

9 食品ロス統計調査

(1) 調査の目的

家庭及び外食における食品ロス(食べ残し)の実態を把握し、食品の食べ残しや廃棄の減少に向けた取組等の資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

全国の世帯及び外食産業事業所を対象とし、世帯については、調査対象世帯による実測・記帳に基づく自計調査の方法により、外食産業事業所については、委託事業者による実測調査及び聞き取りによる。

なお、平成22年以降調査を休止している。

(3) 調査結果の公表

平成21年度までの調査結果は、既に「食品ロス統計調査報告」として刊行している。

10 食品循環資源の再生利用等実態調査

(1) 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況等を明らかにし、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)等に基づく施策を推進するための資料とする。

(2) 調査の対象と調査の方法

全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象とし、調査票を郵送で配布・回収する自計調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を公表する。

11 生鮮食料品流通情報調査

(1) 目的

生鮮食料品流通情報調査は、卸売市場の市況及び入荷量、産地の出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に

迅速かつ的確に提供することによって、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施した。

(2) 情報の種類と概要

生鮮食料品流通情報調査は、青果物市況情報調査、食鳥市況情報調査及び鶏卵市況情報調査に区分される。

青果物市況情報調査は、全国の青果物市場を対象に青果物卸売会社の入荷量及び販売価格のデータをオンラインで収集した。

食鳥市況情報調査は、食鳥の卸売業を営む事業所を対象に国産肉用若鶏の1キログラム当たり卸売価格を委託事業者が電話で聞き取り調査により行った。

鶏卵市況情報調査は、鶏卵の卸売業を営む事業所を対象に鶏卵の入荷量及び1キログラム当たり卸売価格を委託事業者が電話で聞き取り調査により行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、青果物、食鳥及び鶏卵市況情報として公表した。

第8節 IT化の推進

1 農林水産分野のIT化の推進

AI(アグリインフォマティクス)システムの導入により生ずる知的財産上の諸問題の整理、篤農家の持つ匠の技術に係る暗黙知を抽出するための基礎的データ解析を実施するとともに、AIシステムによる産地間連携のデモンストレーション、生産情報を活用したブランド化について検討を行った。

また、地域におけるIT化の推進に関し、情報通信技術を活用した6次産業化等農山漁村地域活性化を図るため、全国5箇所において地域説明会を実施するとともに、3省(総務省、農林水産省、経済産業省)連携の下、情報通信技術を活用した農山漁村地域活性化に関する関係省庁の実務者と先進的な取組を行っている地域の関係者との意見交換を実施した。

2 電子政府の推進

電子政府の推進については、「電子政府推進計画」(平成18年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成20年12月25日一部改定。)及び「新たなオンライン利用に関する計画」(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)決定。)に基づき、①国民や企業による利用頻度の高い行政手続のオンライン利用の促進、②各府省共

通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化等の業務・システム最適化を行うため、以下の取組を実施した。

(1) オンライン利用の促進

IT 戦略本部により決定された「新たなオンライン利用に関する計画」において国民や企業での利用頻度が高いとして掲げられている重点手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）を中心に、オンライン利用を促進する取組を実施した。

(2) 業務・システムの最適化

平成17年4月に政府所有米麦管理業務（旧総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム）の「業務・システムの最適化計画」を策定したが、平成25年3月にシステムのリース期間が満了することを契機として、平成23年12月に同計画の改定を行った。

第9節 行政情報システムの管理・運営

1 農林水産省行政情報システム

「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画について」（平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、職員が業務上利用するパソコン、ファイルサーバ、電子メール、電子掲示板、インターネット接続等の諸機能を提供する「農林水産省行政情報システム」の管理・運営を行った。

また、平成24年1月に同システムのリース期間満了に伴うシステム更新を実施するとともに、増加するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化の取組を進めた。

2 農林水産省統合ネットワークの運用

「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画について」（平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定）に基づき、平成21年度に省内4つのネットワーク（農林水産省 WAN、農業農村整備情報ネットワーク、植物防疫所ネットワーク、動物検疫所ネットワーク）を統合した「農林水産省統合ネットワーク」の管理・運用を行った。

また、平成23年9月の農林水産省の組織再編、庁舎移転等に伴い、回線の廃止、移設及び回線種別の変更を行った。

第10節 農林水産統計システムの管理・運営

1 農林水産統計システム

「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」（平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定。平成22年12月17日改定。）に基づき、農林水産統計調査の審査、集計、分析・加工を迅速かつ効率的に実施するため「農林水産統計システム」の運用を行った。

また、平成24年1月に同システムのリース期間満了に伴い、一層の機能強化とコスト削減を図るため、システム更新を実施した。

2 データベースシステムを活用した農林水産統計の提供

農林水産省が公表する農林水産統計は、「統計調査等業務の業務・システムの最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき、政府統計共同利用システム(e-Stat)において公表し、当省ホームページからもリンクにより提供するように取組を継続した。

第11節 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター（生産者モニター、流通加工業者モニター、消費者モニター）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるため、アンケート調査を実施するとともに、各種農林水産施策に関する理解の増進を図るため、情報交流モニターとの意見交換を実施した。

第12節 農林水産省図書館

1 収 書

平成23年度に購入等により新たに収集した図書館資料数は、図書2,121冊、DVD及びビデオテープ31タイトル、CD-ROM141タイトルである。

23年度末における図書館資料数は、図書191,438冊、DVD及びビデオテープ2,802タイトル、CD-ROM1,436タイトルである。

また、23年度の新聞・雑誌の購読数は821種（国内

712種、外国109種）である。

2 納本及び配布

平成23年度に国立国会図書館法に基づき、農林水産省が発行した資料（以下「農林水産省発行資料」という）の国立国会図書館への納本数は289種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省発行資料の配布を行った。

3 利 用

平成23年度の来館者数は21,716人、図書館資料の貸出冊数は8,396冊であった。

また、当館と国立国会図書館並びに各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは555冊（貸出178冊、借受377冊）であった。

4 情報システムの活用

図書館利用者に対する利便性向上のため、平成21年4月から林野庁図書資料館とシステムを共有化し、共通の図書貸出カードで図書の貸借を行っている。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書館資料の目録情報及びデジタル化した農林水産省発行の資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

なお、23年度は73冊の農林水産省発行資料のデジタル化を行った。この結果、23年度末におけるデジタル化した件数は3,038件である。

5 電子・映像情報

パソコン、ビデオデッキ、DVD プレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。

また、所定の手続きにより、農林水産省広報用ビデオの貸出を行っている。

